

～政策関連～

海南自由貿易港の現状と今後の展望

～ゼロ関税、離島免税、所得税優遇、医療ツーリズムなど～

平素より格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。

2018年4月に海南自由貿易試験区と自由貿易港の建設計画が発表され、20年6月から自由貿易港に向けての建設がスタートし、それから約1年が経ちました。その間、中央政府、部門、海南省地方政府から関連政策が頻繁に打ち出されており、今や海南自由貿易港は国際的な影響力を持つ開放モデル地域となりつつあります。本編では海南自由貿易港建設の現状と今後の展望などについてまとめたいと思います。

□ 海南自由貿易港の誕生

【図表1】海南自由貿易港の沿革



（関連通達に基づき、中国アドバイザー一部作成）

➤ 海南省・経済特区の設立

海南省は中国の南東部に位置し、火山群や森林地帯などが広がる海南島や周りの島嶼からなります。

行政区画の総面積は3.5万²、このうち都市面積は1,716.6²（高度都市化部分は536.6²）と、都市面積ベースでは中国31省（市・自治区）のうち28番目の規模にとどまります（2019年『海南省統計年鑑』より）。

1988年4月、中央政府の承認のもと海南省と海南経済特区が設立され、当時の中国7つの経済特区（ほかに福建省アモイ市、広東省深セン市・珠海市・汕頭市、新疆ウイグル自治区カシュガル市・コルガス市）のうち唯一の省全体での経済特区となりました。



（中国地図は中国地図出版社の地図を使用）

みずほ中国WeChat公式アカウント



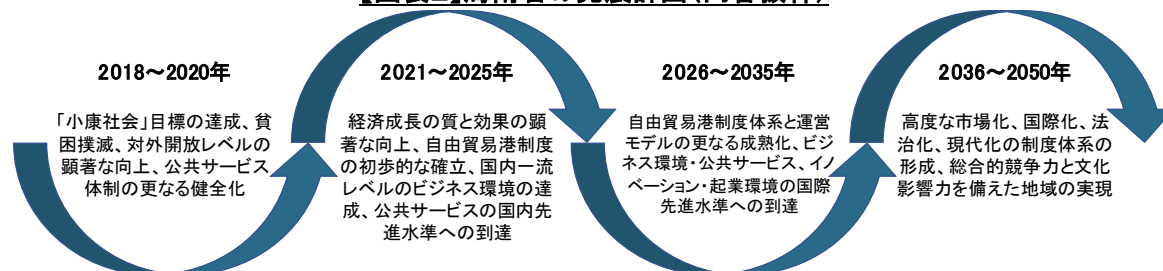
中国内外の経済・ビジネス動向に関するレポートや、銀行からのご案内を発信しています。

➤ **海南自由貿易試験区の建設**

2018年4月、習近平国家主席は海南省経済特区設立30周年の記念大会で、「海南において自由貿易試験区を建設するとともに、中国の特色のある自由貿易港の建設と政策制度の構築を模索しながら推進していく」と発表しました。

これを受け同月に中央政府より、『海南における改革開放の全面深化を支持することに関する指導意見』（[中共中央 国务院关于支持海南全面深化改革开放的指导意见](#)、以下『指導意見』）が公表され、下記4段階での発展計画が打ち出されました。

【図表2】海南省の発展計画（内容抜粋）



（『海南における改革開放の全面深化を支持することに関する指導意見』に基づき、中国アドバイザー一部作成）

上記を受け、2018年10月に『中国（海南）自由貿易試験区総体方案』（国発[2018]34号、以下『国発[2018]34号』という）が公布され、海南自由貿易試験区が正式に設立されました。『国発[2018]34号』では、4月の『指導意見』の2018～2020年の発展計画を踏襲しながら、「自由貿易港の建設を着実に推進し、政策体制構築のための基盤を段階的に整えていく」と繰り返し強調しました。

➤ **海南自由貿易港の建設**

2020年6月、中央政府及び国務院は『海南自由貿易港建設総体方案¹』（以下、『総体方案』という）を公布しました。これにより、海南自由貿易港としての建設が正式に開始されました。

□ **海南自由貿易港建設総体方案**

『総体方案』は海南自由貿易港建設の全体指針となるだけに多くの産業分野に係り、内容が多岐にわたっています。国家発展改革委員会はその方案で掲げた利便化、産業体系の発展、制度構築について、「6+1+4」という言葉を用いてまとめました。

➤ **6とは「6つの利便化」**

6つの利便化を通じて企業誘致、外資誘致を図り、産業活性化を目指すものです。

【図表3】『総体方案』の6つの利便化（内容抜粋）

| |
|---|
| 「貿易の利便化」 |
| <ul style="list-style-type: none"> ✓ 全島封鎖運用のための税関監督特殊区域を建設 ✓ 貨物・サービス貿易においてゼロ関税やネガティブリストを通じた参入・経営許可など自由化利便化制度を導入 ✓ 『第一線』（海南自由貿易港と中国国外の間）を開放し、原則非課税とする。『第二線』（海南自由貿易港と中国国内の間）を管理し、関税、輸入増徴税と消費税を徴収 |
| 「投資の利便化」 |
| <ul style="list-style-type: none"> ✓ 『市場参入承諾即入制』を導入 ✓ 外国人投資家を対象とする参入前内国民待遇及びネガティブリストの実施、禁止・制限事項を大幅削減 ✓ 知的財産保護体制を健全化 |

¹ 『海南自由貿易港建設総体方案』の詳細については弊行執筆「みずほ中国ビジネス・エクスプレス（第509号）」参照：
<https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0561-XF-0105.pdf>

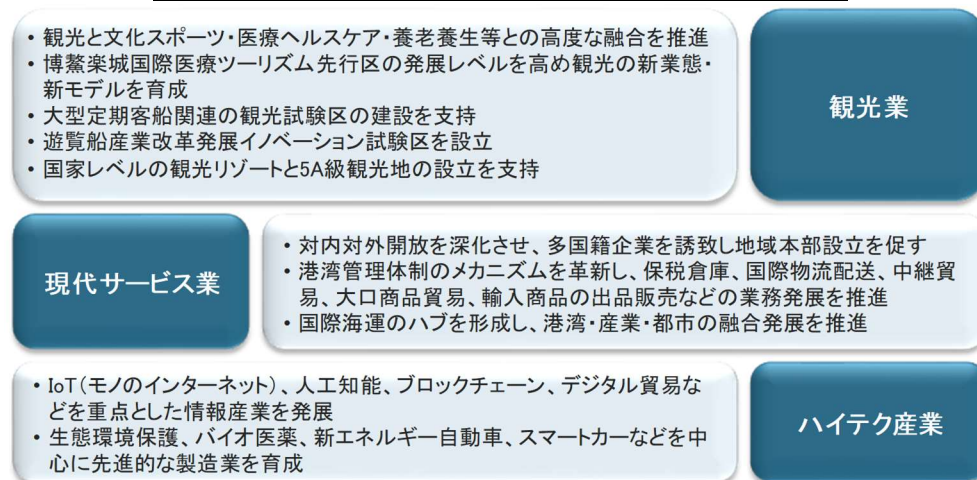
| |
|--|
| <p>「クロスボーダー資金移動の利便化」</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 既存の人民元・外貨口座と自由貿易口座を基礎とした金融の対外開放の基礎的なプラットフォームを構築 ✓ 貿易決済に係る銀行審査を事前審査から事後審査に変更し、クロスボーダー資金決済を円滑化 ✓ 金融業における対内・対外開放を拡大し、多種多様な資金調達チャンネルを開拓し、外資企業の資本金使途に関する制限を緩和 |
| <p>「人の出入りの利便化」</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 外国籍高度人材、起業、学術交流、経済貿易活動などに係る出入国を利便化 ✓ 外国人材の就労許可にネガティブリスト管理を導入し、外国人専門技術者の居留政策を緩和 ✓ 条件に合致する外国人が海南自由貿易港内の法定機関、政府系事業組織、国有企業の法定代表人になることを許可 ✓ ビジネス渡航に対し、臨時出入国政策を実施 |
| <p>「輸送往來の利便化」</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 「中国洋浦港」船籍港を建築し、海南自由貿易港の船籍登録を支援 ✓ 航空機の航路制限を緩和し、運航ルートを最適化させ、航空便を増やす ✓ 船舶及び航空機に関する融資につき、効率的な金融サービスを提供し、クロスボーダー融資に対する制限を撤廃 |
| <p>「データ移動の利便化」</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 付加価値通信事業を開放し、外資比率などの制限を徐々に撤廃 ✓ 海南自由貿易港内に登記され、サービス施設を有する企業に対し、自由貿易港全域及び国際向けにオンラインデータ処理と取引処理などの業務を許可 |

(『海南自由貿易港建設総体方案』に基づき、中国アドバイザー一部作成)

➤ **1とは「近代的産業体系の発展」**

『総体方案』では「近代的産業体系の発展」として特に力を入れる3つの産業とそれぞれの具体的方針を示しています。

【図表4】『総体方案』の近代的産業体系の発展(内容抜粋)



(『海南自由貿易港建設総体方案』に基づき、中国アドバイザー一部作成)

➤ **4とは「4方面の制度構築」**

税収、社会ガバナンス、法治制度、リスク防止の4方面から制度を構築し、法規制環境を整えるとしています。

【図表5】『総体方案』の4方面の制度構築(内容抜粋)

| 税収制度 | 社会ガバナンス | 法治制度 | リスク防止体系 |
|--|--|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ✓ ゼロ関税: 全島封鎖運用前、一部の輸入商品について、関税、輸入増値税、消費税免除 ✓ 全島封鎖運用後、税制簡素化、課税リスト品目以外は関税免除 ✓ 低税率: 企業や個人に対し優遇税率適用 ✓ 税制簡素化、最適化 | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 政府機関改革の深化 ✓ 監督管理関連の法整備と法執行の強化 ✓ 戸籍制度改革 ✓ 生態文明試験区の建設の推進、資源利用、土地使用企画の改善、政府主導の生態保護補償メカニズムの模索 | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 海南自由貿易港法の制定 ✓ 経済特区法規の制定 ✓ 多元的な商事紛争解決メカニズムの構築 | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 貿易リスク防止 ✓ 投資リスク防止 ✓ 金融リスク防止 ✓ ネット・データリスク防止 ✓ 公衆衛生リスク防止 ✓ 生態リスク防止 |

(『海南自由貿易港建設総体方案』に基づき、中国アドバイザー一部作成)

□ 『総体方案』の実現に向けた段階的な重要ミッション

上記「6+1+4」方針の実現に向けて、『総体方案』では2025年まで(18項目)、2035年まで(7項目)と2段階に分けて実現を目指しており、それぞれの段階的な重要ミッションを示しました。その中で特に注目される内容についてまとめました。なお、2035年までのミッションは方針的なものが多く、2025年までのミッションが中心になっています。

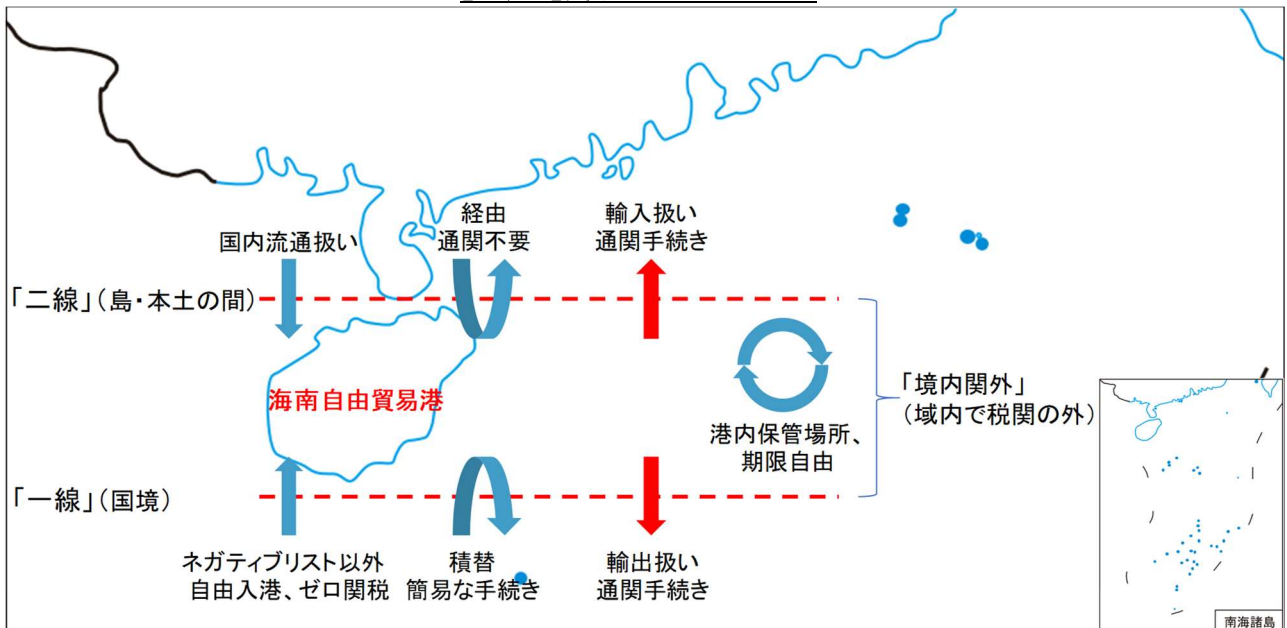
- 段階的な重要ミッション(当行まとめ)**
- ✓ 「貿易の利便化」=2025年まで
 - ✓ 「ゼロ関税」=2025年まで
 - ✓ 「離島免税」=2025年まで
 - ✓ 「優遇税率」(企業及び個人)=2025年まで、2035年までと2段階実施
 - ✓ 「ビザ緩和、人材政策」=2025年まで
 - ✓ 「対外開放の深化」=2025年まで
 - ✓ 医療ツーリズム(13年に先行区設立済み)
 - ✓ 「金融緩和」=2025年まで

➤ 「貿易の利便化」=2025年まで

下図のように、国境線を「一線」とし、税関のラインを海南自由貿易港と中国域内他地域(本土)の間(「二線」)に設置します(全島封鎖運用)。政府は貨物の往来について「寛進・厳出」(貨物の流入には寛大に、流出への管理は厳格に)の方針をとるとしています。これにより、ネガティブリスト対象品目を除く前提のもと、貨物の他地域・国外から海南自由貿易港への移動につき通関不要とし、一方で海南自由貿易港から他地域・国外への移動時には輸入・輸出手続きが必要となります。

また、奨励類産業の企業が生産加工を行う場合、輸入原材料を含まない、もしくは輸入原材料を含むものの港内で付加価値が3割以上増加した製品については関税を免除し、輸入増徴税と消費税のみを払えば域内他地域に輸入が可能となります。

【図表6】貿易利便化の仕組み



(中国地図は中国地図出版社の地図を使用) (『海南自由貿易港建設総体方案』に基づき、中国アドバイザー一部作成)

➤ 「ゼロ関税」=2025年まで

『総体方案』では、2025年までに「自社用生産設備」など4項目について「ゼロ関税」を実施すると公表しました。これを踏まえ、具体的な実施弁法が公布されています。なお、いずれの実施弁法でも、海南自由貿易港に登録し独立法人資格を持つ企業であることが前提条件となることに注意が必要です。政府はそれぞれに関し『ポジティブリスト』『ネガティブリスト』にて品目管理を行います。

【図表7】ゼロ関税関連通知

| 公布日 | 政策名 | 要点 |
|-----------------|---|---|
| 2020年 11月11日 | 『海南自由貿易港「ゼロ関税」輸入材料の税関監督管理弁法(試行)』に関する公告 | 『ポジティブリスト』に列記され、自社生産用のために輸入し、「両頭在外※」方式での生産加工またはサービス貿易で消費されたものについて、関税、輸入増値税、消費税を免除する |
| 2020年 12月29日 | 海南自由貿易港における交通機関及び遊覧ボートの「ゼロ関税」政策に関する通知 | 交通運輸、観光業に従事する企業が、交通運輸、観光業に用いる船舶、航空機、車両など事業用交通機関及び遊覧ボートを輸入する場合、関税、輸入増値税及び消費税を免除する(免税対象となる交通機関・遊覧ボートの『ポジティブリスト』や享受できる対象企業の名簿あり) |
| 2021年 3月4日 | 海南自由貿易港における自社用生産設備の「ゼロ関税」政策に関する財政部、税関総署、税務総局の通知 | 自社用の生産設備を輸入する場合、関税、輸入増値税、消費税を免除する(免税不可、輸入禁止、『ネガティブリスト』に列記されたものは免税対象外) |
| 公布予定 | 輸入消費財 | 海南省住民を対象とする輸入消費財関連の政策や『ポジティブリスト』 |

※ 「両頭在外」とは、原材料と販売市場はすべて海外にあり、国内で生産加工のみを行うこと
(『海南自由貿易港建設総体方案』や関連通達に基づき、中国アドバイザー一部作成)

なお、上記交通機関及び遊覧ボートの「ゼロ関税」政策について、海南省は独自の管理弁法を制定し、2020年12月30日に公布しました。関連交通機関及び遊覧ボートの登録手続きの他、右記3つのポイントについて明確しました。

特に、車両について、海南省以外の地域で最大年間120日停留(運行)ができるほか、車両によっては合計で31～

116%の節税が可能となるため、今後海南省において輸入車販売が増えるとみられています。

3つのポイント







- ✓ 飛行艇、遊覧ボードなどに関し、海南省や省所轄のエリア内での使用に限定する
- ✓ 船舶、航空機に関し、海南自由貿易港始発もしくは経由の国内外航路の経営に限定する
- ✓ 車両に関し、海南自由貿易港と域内他地域との間の顧客・貨物運輸の使用が可能で、域内他地域での停留期間(渡り船の管理システムに準拠)は最大で年間120日間

➤ 「離島免税」=2025年まで

上記ゼロ関税とも関係がありますが、海南省における離島免税政策は2011年4月から国务院の許可により施行され、これまでたびたび対象品目、免税額などが調整されてきました。

現時点最新の「離島免税政策」の条件は下記の通りです。

【図表8】離島免税政策の条件

| | | | |
|---|--|---|--|
|  | 満16歳以上の国内・国外の旅客 |  | 一人当たり年間最大で10万元まで |
|  | 飛行機、電車、フェリーなどの方法で海南島から移動する(便名情報や身分証明確認) |  | 目的地は国内他地域(離島) ※海外は対象外 |
|  | 商品の受取は空港や電車駅、フェリー乗り場の指定場所 一部商品は店内受取り、離島時に税金還付も可能 他地域に免税品を郵送するサービスもある |  | 品目ごと購入制限あり、例えば、化粧品は30点まで、携帯など電子製品は4個まで |

(関連政策に基づき、中国アドバイザー一部作成)

実際当地で免税販売される海外ブランド化粧品を上海の小売価格と比較してみたところ、約2割前後安くなっています。観光客はもちろん、港内の居住者に対しても、一旦離島することを条件に、離島前に購入し帰島後に免税店で免税品を受け取るという特別免税販売措置が施行されています。

もともと観光産業が盛んな海南省は、この「離島免税政策」との相乗効果が期待され、昨今ではコロナの関係で海外に行けなかった観光客の消費ニーズを取り込んでおり、海南省海口市の税関の統計データによると、今年の労働節連休(5月1日～5日)での免税品売上高は約10億元に達し、消費者は12万人で、昨年同期比でそれぞれ248%増、141%増と伸びがみられました。20年通年の同売上高は247億元と19年から倍増しています。



海南省海口市にある免税店

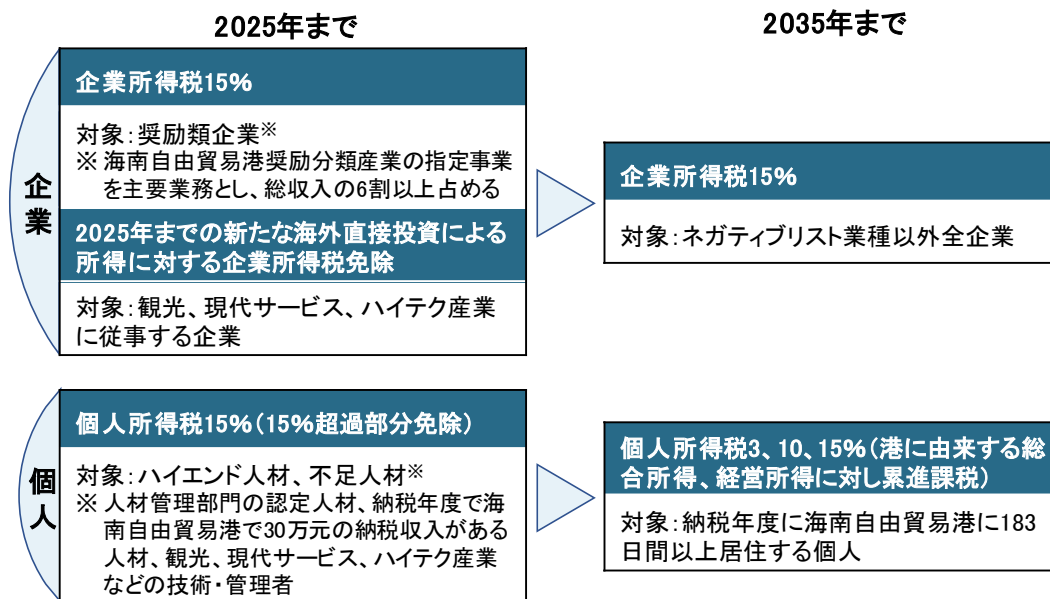


港内居住者向け「帰島後受取所」を利用する島民
(弊行撮影)

➤ 「優遇税率」(企業及び個人) = 2025 まで、2035 年までと 2 段階に分けて実施予定

海南自由貿易港に登録し経営実態がある企業や就業する人材に対し、以下の通り 2 段階に分けて、所得税の優遇税率を実施します。中国本土では、自貿区以外の地域では企業所得税 25%、個人所得税 3~45%の累進課税が施行されていることから、海南自由貿易港で経営・就業するメリットは大きいとみられています。

【図表9】優遇税率



(『海南自由貿易港建設総体方案』に基づき、中国アドバイザー一部作成)

なお、15%の企業所得税を享受するには、海南自由貿易港において「経営実態(実質的運営)」が必要であり、つまり企業登記だけでなく、経営、人員、経理業務、資産などが港内にあることが要件となります。複数地域で事業展開している企業について、15%の企業所得税が適用されるのは海南自由貿易港に登録し、経営実態

のある本社または支社のみとなり、他地域に置く本社または支社は依然として 25%の企業所得税が適用されます。総合的にグループ全体での節税効果をもたらす可能性があります。

上記の通り、海南自由貿易港は中国本土(自貿区以外)より税率が低く、中国香港特別行政区(以下、「香港地区」と略称する)に類似する税制を施行するとしています。なお、中国では自由貿易試験区・特別エリア独自の税制体制を施行するケースがあり、下記にて各地の代表例を海南自由貿易港、香港地区、中国本土との税制比較を表にまとめました。海南自由貿易港で実施される税制自体は目新しいものは少ないですが、中国各地で試行中の優遇措置を一か所に集めているため、そこに設立する会社や就業する個人は複数の優遇措置を同時に享受できる場所が大きいと思われる。

【図表10】海南自由貿易港、香港地区、自貿区・特別エリア、中国本土との税制比較

| 海南自由貿易港 | | 自貿区・特別エリア(代表例) | 中国香港特別行政区 | 中国本土(自貿区を除く) |
|---------|---------------|---|--|--------------------------|
| 企業所得税 | 2024年12月31日まで | 【上海自貿区・臨港】 奨励類企業:15% | 法人事業主:8.25%~16.5% 非法人事業主:7.5%~16.5% | 25% (一部企業は15%) |
| | 2025年1月1日以降 | | | |
| 個人所得税 | 2024年12月31日まで | 【広東・香港・マカオグレーター ベイエリア】 高等人材、不足人材: 最高15%(超過部分補助金支給) | 標準税率:15% 累進税率:2%~17% 上記からの選択制 | 3%~45%の累進税率 |
| | 2025年1月1日以降 | | | |
| 関税 | 第一線 | 原則0% | 0% (酒、たばこ、炭化水素油、 メチルアルコールを除く) | 免税、減税対象物品を除き、 関税徴収 |
| | 第二線 | 免税、減税対象物品を除き、 関税徴収※ | | |
| 輸入増値税 | 第一線 | 原則0% | - | 基本税率13% (農産物等の特定物品9%) |
| | 第二線 | 基本税率13%(農産物等の特定物品9%) | | |
| 輸入消費税 | 第一線 | 原則0% | - | 免税、減税対象物品を除き、 消費税徴収 |
| | 第二線 | 免税、減税対象物品を除き、 消費税徴収 | | |

各自貿区・特別エリアの代表的な優遇措置を海南自由貿易港に集中させる

※ 奨励類企業が生産加工を行い、商品の付加価値が 30%以上増加した場合は関税のみ免除
(『海南自由貿易港建設総体方案』や各地域政府の HP、ジェトロの公開情報に基づき、中国アドバイザー一部作成)

➤ 「ビザ緩和、人材政策」=2025 年まで

より便利な入国措置、就労許可措置を導入するとし、以下の措置が挙げられています。

- ✓ 外国人のビザ免除申請条件を緩和し、従来の旅行社による招聘状から、自己申告及び現地企業の招聘状に拡大
- ✓ ビザ免除申請の事由に関し、商業貿易、訪問、帰省、医療、博覧会、スポーツ競技を認める
- ✓ 外国人観光団のクルーズ船での入国につき、15 日間のビザ免除措置を実施
- ✓ 外国人就労許可につきネガティブリストを導入。ネガティブリスト以外の業種であれば原則就労可能
- ✓ 一部の国際専門資格(会計士、弁護士分野などを除く)を有する人材に関し、海南省の認定を得れば就労可能

➤ 「対外開放の深化」=2025 年まで

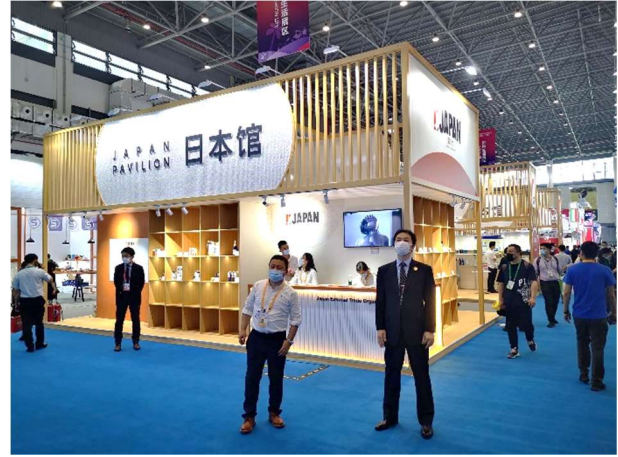
産業の対外開放の深化に関し、以下の措置を公表しました。

- ✓ 中国国際消費財博覧会の開催
- ✓ 国家レベル展覧会の会期中における海外展示品の輸入・販売に係る免税政策
- ✓ 海外理工系、農業、医学系大学や専門学校による海南自由貿易港における単独での学校運営やインターナショナルスクールの設立

2021年5月7日～10日に、中国初の消費財をテーマとする国家レベルの博覧会として第1回「中国国際消費財博覧会」が海南省海口市にて開催されました。約1,500社が出展し、会期中のバイヤー、業界関係者の来場は3万人超、延べ24万人超が訪れました。ジャパンパビリオンも設置され、19社の日系企業が参加し、化粧品、日用品、ヘルスケア製品などが出展されました。



第一回中国消費財博覧会（館外の様子）



ジェトロ主催のジャパンパビリオン
（弊行撮影）

➤ 医療ツーリズム

海南自由貿易港の建設より前からの取り組みとなりますが、海南省は医療ツーリズム促進のため、2013年2月に国务院公布の『海南博鳌（ボアオ）楽城国際医療ツーリズム先行区設立に関する承認』（国务院同意設立海南博鳌乐城国际医疗旅游先行区的批复、国函[2013]33号）を受けて同医療ツーリズム先行区を設立しました。場所は博鳌（ボアオ）アジアフォーラム²開催地域の付近で、当地に流れる万泉河の両岸に位置し、区画面積は約20km²です。

同先行区は国際医療ツーリズムエリア、先端医学研究・開発転化地区、国家レベルの医療機関集積地として位置づけられています。2020年8月、海南省政府は『海南自由貿易港博鳌（ボアオ）楽城国際医療ツーリズム先行区の制度集積革新改革方案』（海南自由贸易港博鳌乐城国际医疗旅游先行区制度集成创新改革方案、瓊府弁[2020]33号、以下、『革新改革方案』という）を公布し、10方面から34項目の改革措置を打ち出しました。重要と思われる内容は以下の通りです。



（中国地図は中国地図出版社の地図を使用）

² スイスのダボスで開催される世界の政治家・財界人・知識人が集まる国際会議のアジア版。1998年に日本細川首相（元）らが提起し、中国政府の全面的支持を受け、2001年2月に初回開催以来毎年定例開催。日本小泉総理大臣（元）が講演。

【図表11】医療ツーリズム先行区の革新改革方案(抜粋)

| | |
|--------------|---|
| 医薬品・ 機器 | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 海外で市販され、中国国内でまだ市販されていない臨床緊急特許医薬品・機器の承認所要期間を3営業日に ✓ 革新的な医薬品・機器の常設展示「永遠に幕を下ろすことのない国際革新的な医薬品・機器展覧会」を開催。中国国内で市販されていない医薬品・機器を展示し、全国の医療関係者向けに見学、交流のほか、研修コースを提供 |
| 入国居留 | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 外国籍高度人材を対象とした入国・滞在・居留、外国籍技術者の就労、高等学校の留学生の就労や起業、就労及び投資する外国人に係る永住権などの利便化措置 ✓ 外国籍医療関係者、患者などの診療を目的とした入国・滞在・居留関連措置 |
| 保険商品 | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 中国国内でまだ市販されていない医薬品(特許薬)を対象に含めた中国国内保険商品の開発 |
| 臨床データの 応用 | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 中国で未登録の医薬品・機器を使用した臨床データを中国他地域での同医薬品・機器の登録に応用可能にする |

(『革新改革方案』に基づき、中国アドバイザー一部作成)

エリア内を流れる万泉河の西岸には医療・ヘルスケア産業の集積を進める予定で、すでに複数の病院、医療センター、療養センターが入居または建設中です。東岸には現在中国・外国合作学校(海外から高品質な教育資源を導入し、中国側と合作の形でつくる学校)の設置が予定されているのみで、今後開発可能な余剰地もある模様です。



楽城先行区の2015年時点(左)と現在(右)



万泉河西岸には病院・療養センターが多数入居(1)



万泉河西岸には病院・療養センターが多数入居(2)



万泉河東岸には開発可能な余剰地が残る

(弊行撮影)

➤ 「金融緩和」=2025 年まで

『海南自由貿易港建設総体方案』に基づき、中国人民銀行などは 2021 年 4 月 9 日『海南における金融を通じた改革開放の全面的深化へのサポートに関する意見³⁾(中国人民銀行 中国銀行保険監督管理委員会 中国证券監督管理委員会 国家外匯管理局关于金融支持海南全面深化改革开放的意见、銀発[2021]84 号)を公布しました。主な緩和措置は以下の通りです。

【図表12】金融緩和措置

| | |
|---|--|
| <p>人民元兌換可能水準の向上、クロスボーダー貿易投資の自由化・円滑化</p> | <ul style="list-style-type: none"> ✓ クロスボーダー貨物貿易、サービス貿易、新型国際貿易決済の利便化を推進。銀行が優良顧客に対し支払指図に基づく貨物貿易、サービス貿易決済を行い、真实性審査を事前から事後へ ✓ 新形態の市場ニーズに合致するクロスボーダー投資に係る外貨管理を模索し、港内のQFLP(適格海外投資事業有限責任組合)が残高管理に基づく自由な資金の振込・送金や外貨登記手続きの簡素化を認める ✓ 全範囲クロスボーダー融資のマクロブルーデンス管理を最適化し、港内に登記した非金融企業(不動産企業及び資金調達のために設立された「地方政府融資プラットフォーム」を含まず)の外債利用枠を適度に引き上げる ✓ クロスボーダー資産管理業務の試行を模索し、海外投資家が港内金融機関が発行した理財商品、公募投信など資産運用商品への投資を支持する ✓ 個人クロスボーダー取引の緩和に関し、港内就労の国外個人による証券投資を含む国内投資、非居住者が実需に基づく不動産購入を認め、港内居住者の外貨利用の利便性向上 ✓ 人民元・外貨一本化したクロスボーダーの資金集中管理の試行 ✓ 条件を満たすノンバンク金融機関による銀行間外為市場での取引(デリバティブ取引を含む)を認める |
| <p>金融業の対外開放</p> | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 外国金融機関の進出、合資銀行の設立、銀行による外国戦略的投資家の導入をサポート ✓ 保険業の対外開放を拡大 ✓ 外資の内国民待遇を確実にする。条件を満たす外資系企業による決済業務免許の取得を支持する |
| <p>金融製品・サービスの革新</p> | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 国際市場に向けた人民元金融製品と業務を革新する ✓ 保険機関による海南での保険資産管理会社の設立を支持し、海外に向けた人民元建ての資産管理製品の販売、環境、農業、観光、ヘルスケア、養老などの分野に係る保険製品の開発を奨励する ✓ グリーンファイナンスやフィンテックの発展を後押しする |
| <p>金融サービス水準の向上</p> | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 人民元・外貨一本化した銀行口座体系の試行 ✓ クロスボーダーモバイル決済の利便性向上を図り、外国人の海南におけるモバイル電子決済を利便化させ、国内モバイル決済機関による海外業務の展開を支持する ✓ 船舶金融、船舶ファイナンスリースなど現代サービス業の発展を加速させる ✓ REITs(不動産投資信託)の発展を後押しする |

(『銀発[2021]84号』に基づき、中国アドバイザー一部作成)

金融緩和に関しては、中国の他の自由貿易試験区で試行中の措置もあれば、船舶ファイナンスリースなど、海南の産業の特色に合わせた措置も実施される予定です。

□ まとめ

中国政府は上記のさまざまな措置を通じ、企業誘致・観光呼び込みによる産業振興に力を入れています。その中身をみるとゼロ関税、税金の簡素化・低税率、規制の緩和などであり香港地区の政策と類似しています。2020年6月8日の『総体方案』に関する発表会にて、国家発展改革委員会の林副主任は「海南自由貿易港と香港地区の位置づけや重点産業は異なる。競争よりも相互補完が大きく、香港地区に衝撃を与えることはない。今後は粵港澳大湾区(広東省・香港地区・マカオグレーター・ベイ・エリア)との協同発展を強化する」と紹介しましたが、一部機能において香港地区を代替する機能が担える可能性があると考えられています。

中国各地の税金関連優遇政策に加え、海南省独自の政策が施行される海南自由貿易港において、加工拠点を置き、ゼロ関税の原材料を同じゼロ関税の輸入設備で加工し中国市場で販売する、一方で15%の企業所得税を享受でき、個人所得税も低いいため社員の可処分所得が増えるなど、いろいろな可能性が考えられます。

海南省は人口が比較的少なく、上海など大都市と比べ人材確保が問題になりがちですが、産業の振興に伴い、将来的に居住者も増え、同省における中国・外国合作学校が増加すれば、国際的で優秀な人材も増えることでしょう。何より中国屈指の免税消費市場、観光市場がそこにあります。中央政府と海南省政府は当該地域

³⁾ 『銀発[2021]84号』の詳細については発行執筆「みずほ中国ビジネス・エクスプレス(第546号)」参照：
<https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0598-XF-0105.pdf>

の振興に注力していることもあり、海南自由貿易港の HP には毎日のように多くの記事、通達が更新されており、中国で今もっとも活発な自由貿易試験区(港)の一つといえます。

急ピッチに進む制度構築、産業誘致と消費呼び込みに、投資過剰への懸念が残るのも事実ですが、一方で中国の自由貿易試験区の特徴を持ち、観光・医療ツーリズムなどに特化した政策を多く抱える海南自由貿易港には、他の自由貿易試験区にはない特徴と多くのビジネスチャンスが潜んでいると思われます。引き続き注目していきたいと思えます。

*

具体的な実務手続等については、関連主管部門または所在地の法律事務所等にお問い合わせください。

【みずほ銀行(中国)有限公司 中国アドバイザー一部】

【照会先】

担当者：中国アドバイザー一部 郭嘉賓

Tel：021-3855-8888 (Ext：1153)

E-mail：Jiabin.Guo@mizuho-cb.com

Copyright © 2021 Mizuho Bank (China), Ltd.

1. 本資料は法律上・会計上・税務上の助言を目的とするものではありません。本資料中に記載された諸条件及び分析は仮定に基づいており、情報及び分析結果の確実性や完全性を表明するものではありません。また、当行との取引においてご開示頂く情報、鑑定評価、各種機関の見解、また政策法規・金融環境等の変化によっては、本資料に記載の仮定やスキームと乖離が生じ、提示した効果が得られない可能性があります。本資料については、そのリスクを充分ご理解の上、貴社ご自身の判断によりご利用下さい。当行は本資料に起因して発生したいかなる損害について、その内容如何にかかわらず、一切責任を負いません。
2. 本資料中に記載された企業情報は、公開情報及び第三者機関から取得した情報に基づいて作成しており、当行が顧客との取引において知りうる機密事項や非公開情報等は一切含まれておりません。
3. 本資料中に記載された情報は、当行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性・信頼性・完全性を保証するものではありません。また、引用された出所元の資料及び文言に含まれる、または解釈される可能性のある意見や論評は、記載された出所元の意見や論評であり、当行の意見や論評を表明するものではありません。
4. 本資料の著作権は原則として当行に帰属します。本資料については貴社内部の利用に限定され、いかなる目的であれ、いかなる方法においても、無断で本資料の一部または全てを、第三者へ開示、または複写・複製・引用・転載・翻訳・貸与する等の行為について固く禁じます。